

川崎市日中一時支援事業 (障害児・者一時預かり) 制度改正について

平成30年3月

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

I

主な改正内容

1 従業者の要件拡充

障害者の利用増加を受け、これまでの当事業の人員基準について、新たに「生活介護事業所に置くべき従業者」などの一定要件を加える

2 事業所指定要件の見直し

ア 事業所指定要件の特例設置

障害者の一時預かりニーズの拡大を受け、既に指定を受けている生活介護事業所(障害福祉サービス)に対し、本事業の指定を特例で認める

イ 従たる事業所の廃止

主たる事業所に支援体制を集約し、年齢や障害特性に応じた支援を行う

Ⅱ 改正の具体的内容

1 従業員の要件拡充

★当事業における障害者の利用増加を受け、障害者にも対応できる福祉人材を確保することで、サービスの質の維持を図ることを目的としています。

【例】

定員10名以下の場合、次表に示す要件を満たす従業員の配置が2名以上必要となります。

注1)2名の算出は、児童福祉法に基づく省令で定める「常勤換算方法」にて算定することが可能です。

注2)従業員の員数については、従来の指定基準と変更はありません。

【従業員の要件について】

現在の従業員の要件	改正後の従業員の要件
①指導員	①児童福祉法第7条第1項に定める事業若しくは本事業に従事した実績があり、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者
②保育士	②保育士
	③児童指導員
	④高等学校卒業などの12年の学校教育を修了あるいは同等以上の資格を有する者で、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの
	⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準のうち、第78条第2項に規定されている従業員 ⇒生活介護事業での従業員の要件を指す

2 事業所指定要件の見直し

ア 事業所指定要件の特例設置

★既に指定を受けている生活介護事業所(障害福祉サービス)にて当事業の指定を認めることで、設備(社会資源)の有効活用を図るとともに、利用者の活動場面・活動機会の保障を目指すことを目的としています。

【生活介護事業所における日中一時支援事業の指定の特例を行うための前提要件】

- ・既に指定を受けている生活介護事業所の指定基準が引き続き維持されることに加え、各々の事業の運営、サービスの提供に支障を来さないことが認められること

- ・介護を行う者の事情により利用が認められる「日中短期入所事業」と事業主旨が異なることから、当事業の利用者の主体的な活動機会を保障する支援内容であること

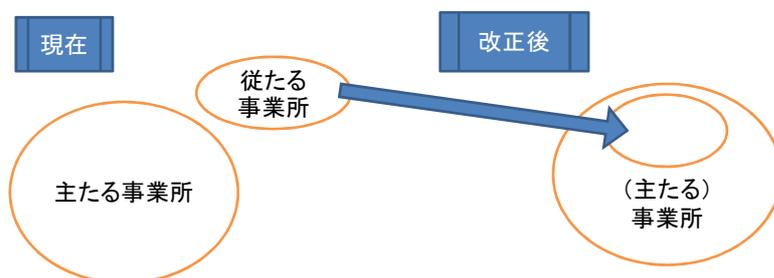
【生活介護事業所における当事業(障害児・者一時預かり)の指定を特例で認めるための要件】

基準	改正内容	主な留意点
対象者	当事業の対象者のうち、 障害者	特例で認める事業所は、生活介護事業所の設備を使用するため、障害者に限り利用が可能です。 それ以外の事業所は、引き続き障害児・者の利用が可能です。
営業時間	同一日において指定生活介護事業所を営業する場合、営業時間を8時間以上とした上で、当事業の営業時間を定めること	生活介護事業の指定基準を維持するための規定です。

基準	改正内容	主な留意点
サービス提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業所の営業時間と重複しないこと ・営業時間は19時まで 	生活介護事業の指定基準を維持するための規定です。また、事業主旨を踏まえ、夜間時間帯に及ぶ利用はできません。
定員等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業所の定員以下とすること ・利用調整時の公平性を確保するため、当該指定生活介護事業所の利用者でない者の利用を認めること 	生活介護事業の指定基準を維持するための規定です。また、多くの利用者が利用機会・活動機会を得られるよう配慮を求めています。
設備基準	指定生活介護事業所の設備を兼用することができる	利用者が活動するための空間を確保するため、生活介護事業の設備を使用できます。指定時に安全面などへの配慮を求めます。

イ 従たる事業所の廃止

★主たる事業所に支援体制を集約し、年齢や障害特性に応じた支援を行うことでサービスの質の維持を図ることを目的としています。



指定事業所が複数箇所となる場合、年齢や障害特性に応じた支援は可能だが、維持費用や非常時の体制確保などが困難となる恐れがある

支援体制が集約されることで、利用者や職員が臨機応変に対応しやすくなる同一空間の中で、部屋を分けるなどして年齢や障害特性等に応じた対応を図る

注)現に指定を受けている『従たる事業所』については、平成30年度中に限り、経過措置での指定が可能となります。

Ⅲ お問合せについて

★本事業に関するお問合せ、本事業の指定に関するお問合せは、川崎市障害福祉課あてお願いいたします。
FAXでの受付とさせていただきますので、ご了承ください。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
FAX 044-200-3932